

平成30年(家口) 第1466号

平成30年8月6日

[REDACTED]様

東京家庭裁判所

家庭裁判所調査官 横澤清子

〒100-8956 千代田区霞が関1-1

電話 03-3502-5086 (直通)

お問合せ時間 9:00~17:00

(土日、祝日を除く)



ご連絡

この度申し出のありました面会交流の履行勧告についてご連絡します。

義務者 ([REDACTED]さん) に履行勧告書を送付したところ、次の内容の回答がありましたので、お伝えします。

義務者は、高等裁判所の決定を履行するよう努めています。第三者機関は、F P I C の利用を継続したいと考えています。義務者の希望はF P I Cに伝えています。現在は、権利者からF P I Cに日程について連絡してもらうのを待っているところです。

履行勧告は、審判等で定められた義務について、任意の履行を勧告するものです。第三者機関の利用について、双方の意見が対立しているところがあるようですが、履行勧告で審判等で定められていない事柄についての調整はできないことから、今回の履行勧告は終了いたします。

平成 30 年（家口）第 1466 号

平成 30 年 8 月 8 日

東京家庭裁判所

家庭裁判所調査官 横澤清子様

東京都

ご連絡

この度、再三の説明により依頼した履行勧告を、曲解させた理由を元に放棄し一方的に終了する連絡を頂きましたので、再度、ご説明し履行勧告を依頼します。

平成 30 年 8 月 6 日付け貴職「ご連絡」において、「履行勧告で審判等で定められない事柄についての調整は出来ないことから、今回の履行勧告は終了致します。」と履行勧告を終了する連絡を受けましたが、再三お伝えし続けた通り審判等で定められない事を履行勧告に期待し依頼をしておりません。

子どもが突然拉致され父親との断絶を強要され、動物実験のような不自然な試行面会や父子交流調査にも、私達親子は、その愛着の強さを証明致しました。母子交流調査時には愛着関係を確認できない理由を、当日子どもが体調を崩していたという理由で不間にされました。加えて、母子交流調査時には、当時 4 歳の息子が精一杯の SOS として「パパはいないの。何で。」と調査官へ複数回尋ね、未成年者は父親に会いたがっていると報告されました。その SOS から、約 1 年間も私達親子は、債務名義が確定するまで断絶強要する破綻請負弁護士らにより、声も聞かせぬ断絶を強要され続け、ようやく面会交流の債務名義を得ました。その債務名義には、「FPIC で無ければ再会出来ない」などとは記されておりません。現在その SOS から更に 2 年が空費され、私達親子に声も聞かせぬ断絶が依然強要され続け、誕生日プレゼントと写真の交換という間接交流すら妨害され叶わずしております。

私と息子が何とか手にした再会の債務名義には次のようなものです。

「相手方が未成年者と面会交流をすることを許さなければならぬ。」

「1 カ月に 1 回、1 回につき 3 時間程度」

「面会交流の日時、場所等の詳細は、当事者間で協議して定める。」

「いずれか一方が希望したときは、第三者機関に因る面会交流の付添型援助及び受け渡し型援助を利用することができる。」

とあります。

FPIC でなければ再会を許さないとは記されておりません。

面会交流をすることを許さなければならぬ、当事者間で協議して定めることが明記されています。

私は、債務名義に無い制約を強要される事を理由に FPIC と契約できない意向を相手方に伝えました。それでも相手方の「FPIC 以外では再会させない」という誠実協議義務違反に成す術無く、債務名義確定後も、5 カ月間の債務不履行をされました。

人質交渉となっている為、止むを得ずF P I Cと契約をしたところ、初月の債務不履行や初回の再会時間を半減され、当方の希望は一切聞かず、相手の主張も聞かされず、当事者間の誠実協議を妨害され、一方的に指定した場所での軟禁監視付の不自然な面会交流を強要され続けました。

私と息子は、F P I C事務所や3時間過ごすことが児童にとって退屈な児童施設に軟禁監視付でしか再会できず、プレゼントや断絶された祖父母とのビデオ通話すら禁じられる人権蹂躪を受け続けました。

息子は軟禁監視付きの状況下で、会話制限を叩き込まれている成果の発表をさせられました。面会交流に罪悪感を持たされ、当日何度も嘔吐していると聞かされました。面会交流がDVとして加害欲求の充足に悪用されている状況です。私は、息子に科された呪縛を解くために、従前の住居に帰還する面会交流を要求し続けて居ますが、そのような希望は一切聞き入れるつもりが無い事をF P I Cから伝えられました。

私は、債務名義に無い制約を強要され、当事者間の協議を妨害されている事についてF P I Cに説明を求めたところ、「貴方が、合意し契約しているから」という理由の説明を受け、希望していないのなら今後は援助しないと断られました。

私は、債務名義に無い制約を希望する契約は出来ないけれども、相手方がF P I Cを通じて、誠実に協議する連絡を拒まない事を伝えてありますが、その後F P I Cから連絡はありません。こちらから債務名義に無い制約を希望し連絡をすることはできません。

債務名義に無い制約を強要する業者との契約をしなければ再会させないとする相手方の誠実協議義務違反に対して、「第三者機関の仲介を希望する場合には債務名義に無い制約を強要しない機関から連絡をさせ面会交流を履行させる。」という債務履行を勧告していただきたくお願い致します。

母親の連れ去り勝率100%を公言する東京家裁調停員でもある森公任の経営する弁護士事務所は、家庭裁判所調査官の再就職先であるF P I C以外では会わせない方針を明確に打ち出しますが、これでは拉致を常習とする破綻請負弁護士らと東京家裁が癒着していると推認されるのは必然です。

私の息子は、家庭裁判所調査官の再就職支援の為に生まれてきたのではありません。私が、拉致司法の人権弾圧にも生きる望みを失わずにいるのは、息子と自然に再会したいからです。息子を忠誠葛藤で苦しめさせるような面会交流を求める事はありません。私と息子は「自然に会えるようになろう」と固く約束をしました。

片親と児童が関係を断たれ、身勝手な実効支配親とその交際相手に多くの児童が虐待を受け殺害される事件が後を絶ちません。毎年多くの子の拉致被害親達が司法の人権弾圧に耐え切れずに無念の自死をしております。間接的殺人や間接的虐待に家庭裁判所が手を染めている状況です。

脱法弁護士らとの癒着が推認される拉致帮助裁判官らの事実ねつ造に基づく決定書に対して面会交流拡充の履行勧告を求めていたのではありません。審判等で定められた債務の履行を勧告していただけるよう引き続き要求いたします。

以上